

外国人観光客誘客促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市を訪れる外国人旅行客の市内宿泊施設の利用を促し、観光需要の掘り起こしを図ることを目的として、日本国外を発着地とし、本市に宿泊する旅行商品の企画・販売等を行う事業者に助成金を交付することに関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする旅行)

第2条 日本国外を発着地とし、市内に宿泊する旅行で外国人旅行者が2人以上参加するものとする。ただし、市が主催するもの及び市から他の補助金等の交付を受けているものは除く。

(対象とする事業者)

第3条 助成の対象となる事業者は、次に掲げる者とし、前条に規定する旅行を企画し、実施した旅行事業者とする。

- (1) 日本国内外の旅行事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた事業者
- (2) その他、市長が特に必要と認める事業者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、市内の宿泊施設に宿泊する外国人旅行客1人につき1泊当たり3,000円以内とし、予算で定める範囲内の額とする。

(申請書の提出)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ助成金交付申請書(様式第1号)に旅行の行程が記載されている書類(任意様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成の決定及び対象事業の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、必要に応じて当該申請した事業者及び当該申請に係る宿泊施設へのヒアリングを行った上で承認又は不承認を決定し、助成金交付承認・不承認通知書(様式第2号)により当該申請した事業者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により承認の通知を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、申請した旅行の内容について変更し、又は旅行を中止しようとするときは、助成金交付承認変更（取下げ）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、助成金交付承認変更（取消）通知書（様式第4号）により当該届出をした助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、旅行が完了したときは、旅行が完了した日から1か月を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに助成金交付実績報告書（様式第5号）に宿泊実績が分かる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(実績の確認及び金額の確定等)

第9条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告書に記載された内容を審査した上で、助成額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第6号）により当該報告した助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第10条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに当該助成金を支払うものとする。

(事業の経理等)

第11条 助成事業者は、本事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもと事業の実施後5年間保存しなければならない。

(取消し及び返還)

第12条 市長は、助成事業者がこの要綱に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成の承認を取り消し、既に支出した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 助成金を他の目的に使用したとき。

(2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

(3) 事業実施方法が不適當であるとき。

2 市長は、前項の規定により助成の承認を取り消したときは、助成金交付承認取消通知書（様式第8号）により当該助成事業者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。